「下松市建設工事に係る最低制限価格に関する要領」又は「下松市建設工事 に係る低入札価格調査に関する要領」に関する工事費の構成取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「下松市建設工事に係る最低制限価格に関する要領」(令和5年 10月1日制定)又は「下松市建設工事に係る低入札価格調査に関する要領」(令和5年10月1日制定)(以下「要領」という。)」を実施するにあたり、統一した 運用を図るため詳細事項について定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 それぞれ要領中の「土木系工事」、「営繕系工事」及び「機器と機器単体費」及び「機器単体費の割合」とは、次の各号に定めるとおりとする。
- 1 土木系工事

下表左欄に掲げる工事は、右欄の積算基準により積算を行った工事とする。

工事の区分	積算基準
土木等一般工事	山口県設計標準歩掛表第I編「総則」の積算基準
	(設計標準歩掛表 (一般共通編) 「請負工事の工事費構成」)
	山口県設計標準歩掛表(港湾編)
	(設計標準歩掛表(港湾編)「第1部港湾土木請負工事積算基準2節積算の通則」)
	農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)
	(土地改良事業等請負工事の価格積算要綱「第3請負工事費の基本構成」)
	農林水産省土地改良工事積算基準(施設機械)・「鋼橋のみ」
	(土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)「第4鋼橋製作架設工事1請負工事費の構成」)
	治山林道必携(積算・施工編)
	(森林整備保全事業設計積算要領「第3設計書の構成1積算書の構成」)
土木系機械設備工事	山口県設計標準歩掛表第IX編「機械設備」
	(設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編) 「請負工事費の構成」)
	1000
	農林水産省土地改良工事積算基準(施設機械)
	(土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)「第3施設機械設備工事1請負工事費の構成」)
土木系電気設備工事	山口県設計標準歩掛表第Ⅷ編「電気(電気通信)」
	(設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「請負工事費の工事費 構成」)
	農林水産省土地改良工事積算基準(施設機械)
	(土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)「第5電気通信設備工事1請負工事費の構成」)

2 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工 事)

次の(1)から(3)のいずれかにより積算を行った工事とする。

- (1)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」 (「公共建築工事積算基準」「第3工事費の構成」)
- (2)公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建築工事積算基準」 (「公共住宅建築工事積算基準」「1.2.2 工事費の構成」)
- (3)公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅屋外整備工事積算基準」 (「公共住宅屋外整備工事積算基準」「1.2.2 工事費の構成」)
- 3 機器と機器単体費

機器とは、「空調機器、発電機その他の機器の製作工場等において機能及び性能の確認(品質証明等を含む。)がなされ、かつ施工現場等において加工等を必要としないもの」をいい、また、機器単体費とは当該機器を調達するための費用をいう。

4 機器単体費の割合

機器に該当するものは、内訳書において機器に係る製品単価と取り付け労務費等に 分類して明示し、製品単価に係る合計額を全体の直接工事費で除した割合を機器単体 費の割合として算定する。

(土木等一般工事(鋼橋製作が含まれる場合)、土木系機械設備工事及び土木系電気 設備工事における読替え)

- 第3条 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等については、次のとおり読み替えるものとする。
- 1 十木等一般工事(鋼橋製作が含まれる場合)
- (1) 直接工事費 (読み替えなし)
- (2) 共通仮設費 = (工場製作中の間接労務費+架設工事中の共通仮設費)
- (3) 現場管理費 = (工場製作中の工場管理費+架設工事中の現場管理費)
- (4) 一般管理費等 (読み替えなし)
- 2 十木系機械設備工事
- (1) 直接工事費 = (製作原価中の機器単体費を除く直接製作費+据付工事原価中の 直接工事費)
- (2)機器単体費 = (製作原価中の機器単体費)
- (3) 共通仮設費 = (製作原価中の間接労務費+据付工事原価中の共通仮設費)
- (4) 現場管理費 = (製作原価中の工場管理費+据付工事原価中の現場管理費+据 付工事原価中の据付間接費+工事原価中の設計技術費)
- (5) 一般管理費等=(工事価格中の一般管理費等)
- 3 土木系電気設備工事
- (1) 直接工事費 = (工事原価中の直接工事費)
- (2)機器単体費 (読み替えなし)
- (3) 共通仮設費 = (工事原価中の共通仮設費)
- (4) 現場管理費 = (工事原価中の現場管理費+工事原価中の機器間接費)
- (5) 一般管理費等=(工事費中の一般管理費等)

(入札参加者への周知)

第4条 低入札価格調査及び最低制限価格制度対象工事については、「入札公告」又は「指名通知」において、低入札価格調査又は最低制限価格の適用の別等の工事種別等を表示して周知する。

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、同日以降入札公告又は指名通知をする工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年3月1日から施行し、同日以降入札公告又は指名通知をする 工事から適用する。

() は読替

② 請負工事の工事費構成

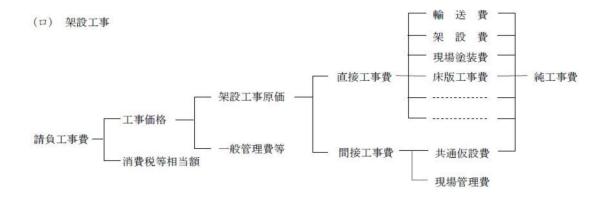
1 工事費の基本構成

1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。



(2) 鋼橋製作





(ハ) 一括請負の場合

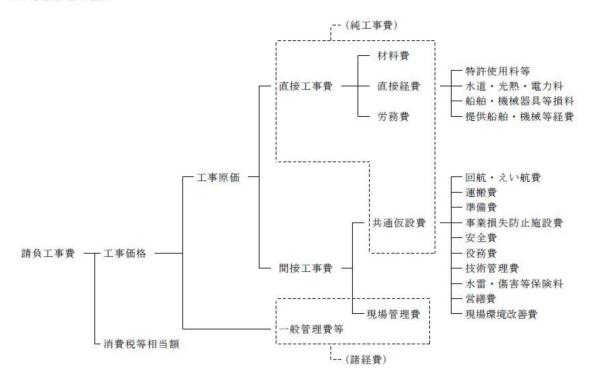
工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



(参考) 山口県設計標準歩掛表第 [編「総則」

参考資料1-2 土木等一般工事

2. 積算価格の構成



(参考) 山口県設計標準歩掛表 (港湾編)

参考資料1-3 土木等一般工事

() は読替

第3 請負工事費の基本構成 請負工事費の基本構成は、次のとおりとする。



(参考) 土地改良工事積算基準 (土木工事)

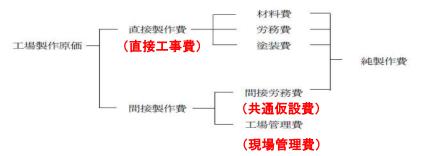
第4 鋼橋製作架設工事

1 請負工事費の構成

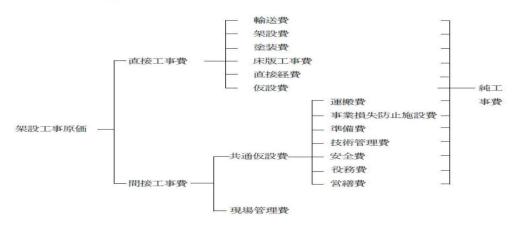
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1-1 工場製作原価



1-2 架設工事原価



(参考) 土地改良工事積算基準 (施設機械)

参考資料1-4 土木等一般工事

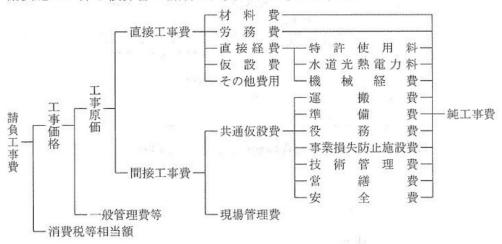
第3 設計書の構成

森林整備保全事業の請負工事に係る設計書は、積算書及び設計図から構成されるものとしその構成は次のとおりとする。

1 積算書の構成

(1) 一般

請負施工に係る積算書の構成は、次によるものとする。



(参考) 治山林道必携 (積算・施工編)

③ 請負工事費の構成

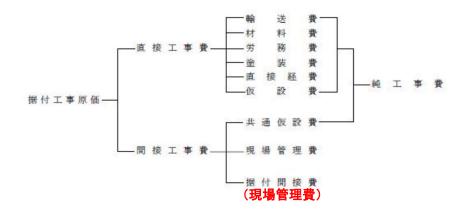
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1 製作原価



2 据付工事原価



(参考) 山口県設計標準歩掛表第区編「機械設備」

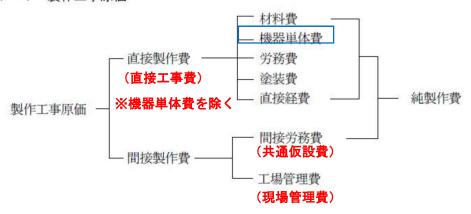
第3 施設機械設備工事

1 請負工事費の構成

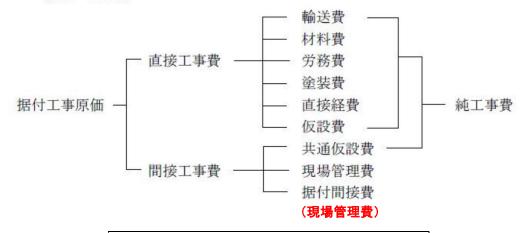
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1-1 製作工事原価



1-2 据付工事原価



(参考) 土地改良工事積算基準 (施設機械)

② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

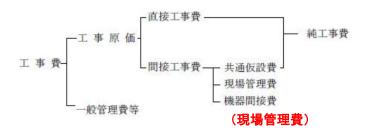
- 1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 一般工事



- (注) 製造請負の場合は、「請負工事費」を「設備費」、「工事価格」を「据付価格」、「工事」を 「据付」と読み替えるものとする。
- (イ) 機器単体費の内訳



(ロ) 工事費の内訳

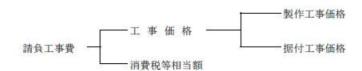


(参考) 山口県設計標準歩掛表第Ⅷ編「電気(電気通信)」

第5 電気通信設備工事

1 請負工事費の構成

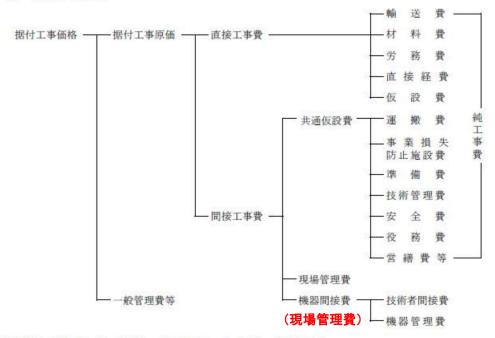
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1-1 製作工事価格



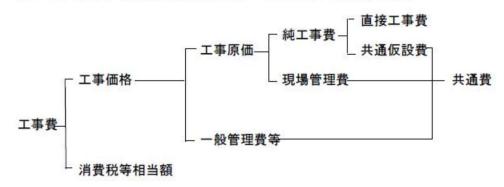
1-2 据付工事価格



(注)製作工事を伴わない場合は、「据付工事」を「工事」と読替える。

(参考) 土地改良工事積算基準 (施設機械)

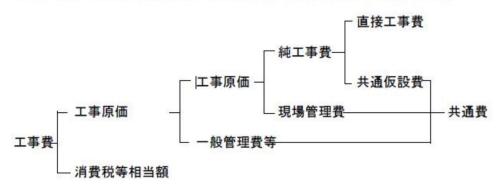
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」



公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建築工事積算基準」



公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅屋外整備工事積算基準」



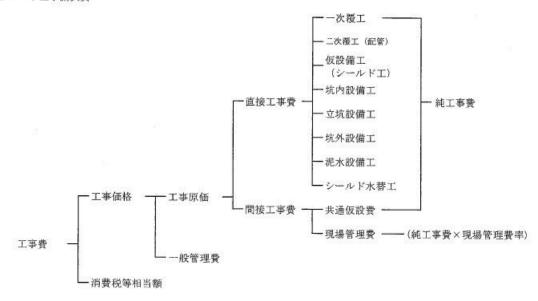
参考資料5 水道工事

1-1-3 請負工事費の構成



4-1-2 工事費の構成

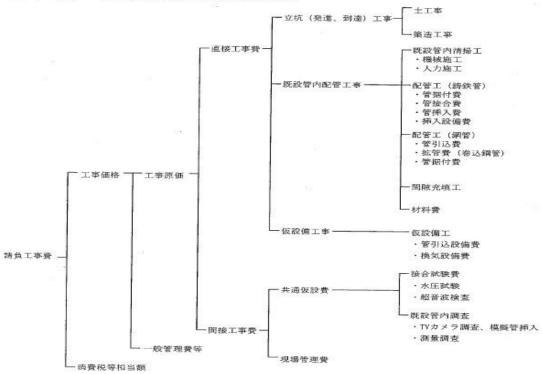
シールド工事請負費



5-3-2 積算

1. 構成

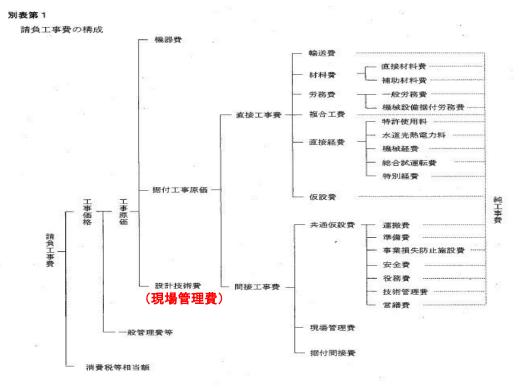
配水管工事において計上する各工種の構成は積算体系による。



(参考) 水道事業実務必携「積算基準」

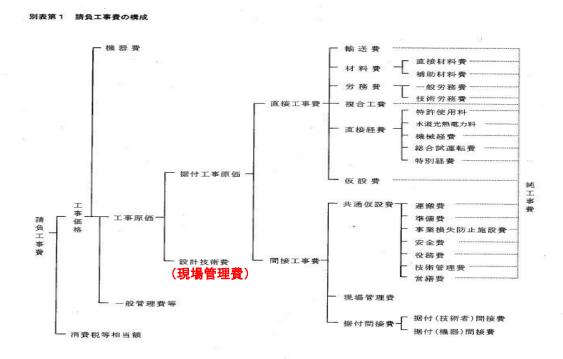
(

下水道用機械設備請負工事 工事費積算基準



(参考) 下水道用設計標準歩掛表事業実務必携「ポンプ場・処理場施設 (機械設備)」

下水道用電気設備請負工事 工事費積算基準



(参考) 下水道用設計標準歩掛表事業実務必携「ポンプ場・処理場施設(電気設備)」